

令和5年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科

入学者選抜方針

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜は、以下の方針に基づいて、職業学科を設置する各高等支援学校長が行う。

第1 全般的な事項

I 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜とする。

II 提出書類

- 1 中学校もしくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校等」という。）の校長（以下「中学校等の校長」という。）は、原則として、調査書及び推薦書を提出するものとする。
- 2 志願者は、出願時に自己申告書を提出するものとする。

III 募集人員・通学区域

- 1 各知的障がい高等支援学校職業学科（本校）及び各共生推進教室の募集人員は、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が別に定める。
- 2 通学区域は、府内全域とする。

IV その他

この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

第2 各入学者選抜の具体的な事項

I 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

就労を通じた社会的自立をめざす、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）の入学者選抜を実施する学校（以下「職業学科を設置する高等支援学校（本校）」という。）は、大阪府立まかわ高等支援学校、大阪府立とりかい高等支援学校、大阪府立すながわ高等支援学校、大阪府立むらの高等支援学校及び大阪府立なにわ高等支援学校とする。

1 応募資格

職業学科を設置する高等支援学校（本校）への入学を志願することのできる者は、本人及び保護者の住所（住民票に記載されている居所をいう。以下同じ。）が原則として大阪府内にある者のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年3月に中学校等を卒業または修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
- (3) 自主的な通学が可能である者

2 選抜方法等

- (1) 入学者の選抜は、調査書及び推薦書並びに適性検査及び面接（以下「検査等」という。）の結果を総合的に判断して、職業学科を設置する高等支援学校（本校）の校長（以下、「高等支援学校長」という。）が行う。
- (2) 検査等は、各高等支援学校長が当該高等支援学校において行う。

3 出願、検査等及び合格者発表の期日

出願	検査等	合格者発表
2月14日(火)及び 2月15日(水)	面接 2月20日(月) 検査 2月21日(火)	3月1日(水)

4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、本入学者選抜方針の大坂府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜並びに令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜への志願において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般入学者選抜及び二次入学者選抜に出願することができない。本入学者選抜の合格者が令和5年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受験資格を失う。

II 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない職業学科を設置する高等支援学校（本校）において、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜を実施する。

1 応募資格

志願することのできる者は、「I 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」の「1 応募資格」に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 本補充入学者選抜出願時に、国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

2 選抜方法等

- (1) 適性検査を実施せず、実施校において面接を行う。
- (2) 入学者の選抜は、調査書及び推薦書並びに面接の内容を資料として、高等支援学校長が行う。

3 出願、検査等及び合格者発表の期日

出願	検査等	合格者発表
3月23日(木)	3月23日(木)	3月27日(月)

4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜及び令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜において、併願することはできない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合、その入学資格を失う。

III 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜を実施する共生推進教室設置校（以下「実施校」という。）は、大阪府立金剛高等学校、大阪府立枚岡樟風高等学校、大阪府立北摂つばさ高等学校、大阪府立千里青雲高等学校、大阪府立信太高等学校、大阪府立久米田高等学校、大阪府立緑風冠高等学校、大阪府立芦間高等学校、大阪府立東住吉高等学校及び大阪府立今宮高等学校とする。

1 応募資格

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室への入学を志願することのできる者は、本人及び保護者の住所が原則として大阪府内にある者の中のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年3月に大阪府内の中学校等を卒業する見込みの者
- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
- (3) 自主的な通学が可能である者

2 選抜方法等

- (1) 学力検査を実施せず、実施校において面接を行う。
- (2) 入学者の選抜は、調査書及び推薦書並びに面接の内容を資料として、支援学校長が行う。

3 出願、面接及び合格者発表の期日

出願	面接	合格者発表
2月14日（火）及び 2月15日（水）	2月17日（金）、2月20日（月）、 2月21日（火）のうち一日	3月1日（水）

4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、本入学者選抜方針の大府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜及び、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別入学者選抜、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜への志願において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、大阪府立知的障がい高等支援職業学科（本校）補充入学者選抜、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜及び、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般入学者選抜、二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜に出願することができない。また、本入学者選抜の合格者で令和5年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している場合は、その受験資格を失う。

5 その他

共生推進教室は、職業学科を設置する高等支援学校と府立高等学校が連携し、知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

IV 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない実施校において、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜を実施する。

1 応募資格

本入学者選抜により大阪府立高等学校に設置する共生推進教室への入学を志願することのできる者は、「Ⅲ 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「1 応募資格」に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 本入学者選抜出願時に、国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうちいずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者
- ② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者
- ③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

2 選抜方法等

入学者の選抜は「Ⅲ 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「2 選抜方法等」の(1)及び(2)に準じて行う。

3 出願、面接及び合格者発表の期日

出願	面接	合格者発表
3月23日（木）	3月23日（木）	3月27日（月）

4 併願等

- (1) 本入学者選抜に出願する者は、大阪府立知的障がい高等支援職業学科（本校）補充入学者選抜及び、令和5年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜において、併願することができない。
- (2) 本入学者選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合、その入学資格を失う。

5 その他

共生推進教室は、職業学科を設置する高等支援学校と府立高等学校が連携し、知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。